

平泉世界遺産登録 10 周年記念式典等
運営業務

業務仕様書

令和 3 年 9 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「平泉世界遺産登録 10 周年記念式典等運營業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであること。

1 業務名

平泉世界遺産登録 10 周年記念式典等運營業務

2 本業務の目的

世界遺産登録 10 周年及び平泉世界遺産ガイダンスセンターのオープンを契機に、あらためて、平泉の文化遺産の価値や理念への関心を高め、理解が深められるよう、式典の開催を通じて、世界遺産登録 10 周年及び平泉世界遺産ガイダンスセンターの開館を広く県民に周知するもの。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和 4 年 2 月 28 日まで

4 委託料の上限額

2,732 千円以内（税込）

5 本業務の内容

本業務の内容は次のとおり。

(1) 平泉世界遺産登録 10 周年記念式典（平泉世界遺産ガイダンスセンター開館記念式典）の

管理及び運営

ア 日時

令和 3 年 11 月 20 日（土）10：30～11：50
（13：00～平泉世界遺産ガイダンスセンター一般公開）

イ 場所

岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター駐車場（参加者約 70 人）

ウ 業務内容

式典開催に向けての調整及び当日の運営・管理を行うこと。
（詳細は「別紙 1」のとおり）

エ その他

岩手県が定めるガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講ずること。

(2) 鉄道中吊り広告等による情報発信

次に係る広報について、県民に対して十分に周知が図られるよう鉄道の中吊り広告により効果的な宣伝・広告を実施すること。

ア 活用する鉄道

県内を運行する 3 社（JR 東日本、IGR 銀河鉄道、三陸鉄道）とする。

イ 広告期間

令和 3 年 11 月～令和 4 年 2 月のうち、県と協議して決定する 2 か月間。

ウ 掲載内容

平泉世界遺産ガイドランスセンターの開館及び施設概要等

(3) その他

岩手県が定めるガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講ずること。

6 企画提案に当たっての留意事項

(1) 企画提案を求めるに当たっての視点

ア 平泉世界遺産登録10周年及び平泉世界遺産ガイドランスセンター開館記念を彩る効果的な業務とすること。

イ 事業項目間の連携・相乗効果を考慮し、全体として効率的・効果的な業務とすること。

(2) 自由提案

コンペ参加者は、2の本業務の目的を実現するため、上記5(1)～(2)以外で、2の目的に資する取組の企画・運営・管理について予算の範囲内で提案することを妨げない。

7 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書の作成

ア コンペ参加者は、「5本業務の内容」、「6企画提案に当たっての留意事項」に沿った内容で、かつ次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。

- (ア) 企画のコンセプト・全体イメージ
- (イ) 具体的実施方法・内容
- (ウ) 実施スケジュール
- (エ) 業務の監理体制

イ 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ若しくは横A4判上綴じにまとめること。

ウ 企画提案は、コンペ参加者（共同提案にあつては当該共同体）1者につき1提案とすること。

エ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないこと。

オ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

カ 企画提案は、全て企画提案書に記載すること。

キ 企画提案書には、ページ番号を付すこと。

(2) 積算内訳書の作成

ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。

なお、提案に係る費用の総額は委託予定額を超えないこと。

イ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。

なお、様式は任意とするが、岩手県知事 達増拓也あてに、コンペ参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、代表者印を押印のうえ、提出すること。

(3) 企画提案書等の提出部数

ア 企画提案書 6部(正本1部、副本5部)

イ 積算内訳書 6部(正本1部、副本5部)

8 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、「8(1)イ」により、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記の請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果の請求を受けた日から10日以内に、県に対して通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

平泉世界遺産登録10周年記念式典等運営業務「業務仕様書」

平泉世界遺産登録10周年記念式典（平泉世界遺産ガイダンスセンター開館記念式典）の管理及び運営

1 運営及び管理

県と協議のうえ全体の内容を決定し、総合管理及び運営を行うこと。
 なお、式次第は下記のとおりを予定していること。

ア	式典
10:30	開式
10:32	式辞（知事）
10:35	祝辞（文化庁、岩手県議会議長、平泉町長）
10:50	施設概要説明（館長）
11:00	ガイダンスセンターテープカット
11:10	閉式
イ	施設見学会
11:15	アトラクション（延年の舞（毛越寺））
11:30	ガイダンスセンター見学会
11:50	見学終了

※ 来賓への案内の送付、出席者の取りまとめ及び施設見学会における施設案内は県において行うこと。

2 アトラクションの実施

県が提示する民俗芸能の演舞団体と調整を行うこと。また、演舞舞台会場の設営を行うこと。

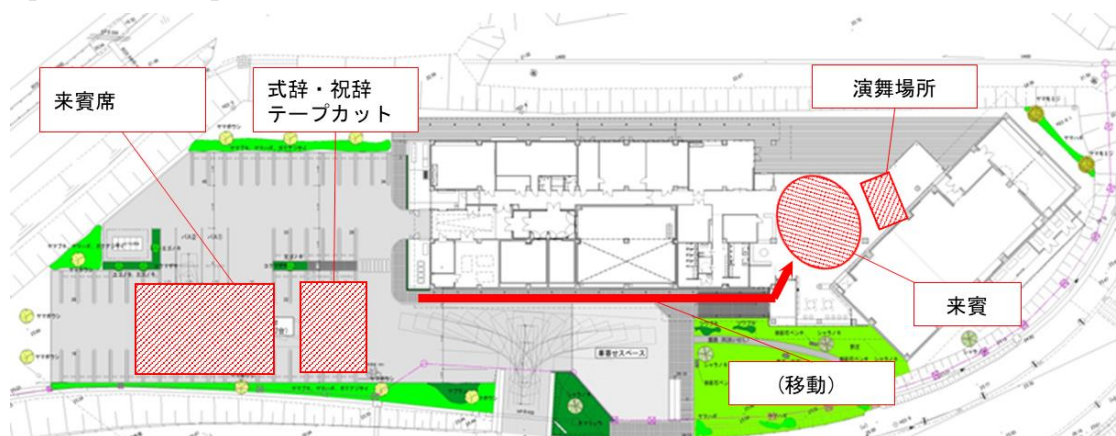
3 司会者の選定

式典の進行役として、司会者（1名）を配置し、司会進行に係る調整を行うこと。

4 会場の設営、装飾及び撤去

(1) 下記の位置図を参考とし、センター駐車場にテントの設営を行うこと。

【会場イメージ】※ 演舞場所及び駐車場の図面は「別紙2」のとおり



(2) レイアウト等を工夫し、参集者が容易に会場内配置を把握できるよう、表示を行うこと。

(3) 実施に必要な什器、備品及び消耗品の調達を行うこと。

(4) 会場の電気、給排水設備等の設置及びその他の設営等について県と調整を行うこと。

- (5) 会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。
- (6) 式典終了後にガイダンスセンターを一般公開することから、速やかにテントを撤去すること。なお、一般公開の時間については、13時以降の時間とし、県と協議のうえ決定するもの。

4 その他

上記に掲げる業務のほか、本式典の実施に関し必要な業務を行うこと。